

水道事業の基盤強化方策の検討の方向性について（論点メモ）

I 総論

- 1 厚生労働省におけるこれまでの対策は、水道ビジョン策定の推進や各種ツールの提供等を通じて、水道事業体職員の理解を促し、課題に対して自発的に取り組むことを促すものや、予算措置により一定の行動の誘導を図るものであったが、こうした働きかけを長年に亘り続けているものの未だ課題解決には至っていない。

水道事業体における検討を助ける各種ツールの提供はある程度揃ってきた状況にあると考えられ、また、予算措置による誘導には自ずと一定の制限があることを踏まえると、水道事業体における対応を一層促進するために、新たな手法を加えるべきではないか。

【新たな手法の例】

- ・ 危機感や競争意識を抱いていただけるような形での情報発信や働きかけ
- ・ 技術管理者のみならず、首長や事業管理者への働きかけ
- ・ 法令上の義務付け

- 2 水道法は、水道の普及率が低い時代に、水需要増加を想定し、整備普及を図ることを想定して作られた法律である。普及率が97.7%に達し、人口減少に伴い、整備普及段階から水需要減少の段階に至った現在の状況とは、そぐわない部分もあるのではないか。その他気候変動による災害の増加や水循環基本法の制定なども踏まえ、現在の課題に対応できるような形に改めるべき点はないか。

II 各論

(1) 水道施設の整備維持関係

- 1 管路の老朽化・水道施設の耐震化対策については、水道施設の昭和 40-50 年代の建設投資のピークから 40 年（管路の法定耐用年数）が経過していることや、今後の人口減少に伴う収入減を考えると、少なくとも耐震性の低い管

路の更新については、待ったなしの対応が求められていると考えられる。

水道事業体において、今すぐにも対策の検討に着手してもらう必要があるのではないか。そのためにどのような取組を取り得るか。

（資料２－２関連頁：p. 6 以下同様に表記）

- 2 水道施設の管理運営を長期的な視点に立って持続可能な形で行うためには、アセットマネジメントを実施し、結果に基づいた経営を行うことが必須である。アセットマネジメントの実施と結果の活用を一層推進する方策はないか。（p. 73～76）

（２）水道料金関係

- 1 適切な水道料金とはどのようなものか。水道事業体は地方公営企業として、原則として独立採算による事業運営が求められており、給水原価が供給単価を上回る状況が続き、料金収入で事業運営がまかなわれない状態となっているのは問題なのではないか。（p. 25）
- 2 水道料金を、施設の更新需要に対応しうよう適切な資産維持費を盛り込んだものとするためには、どのような対策があるか。水道料金に資産維持費を盛り込むべきとの考えを浸透・普及させるにはどうすればよいか。（p. 27～29）

（３）事業基盤強化（広域化の推進等）関係

- 1 水道施設の状況を正しく把握し、適切に維持管理し、必要な財源を確保するための水道料金の見直し等を実施するには、一定数の職員が必要である。
職員数の減少や職員の高齢化を踏まえると、水道業界全体において、人材の活用を図り、事業統合のみならず、経営統合や事務協力、地方自治法に基づく事務の代替執行、第三者委託（官官連携）等も含めた広い意味での広域化を推進する必要があるのではないか。
活用を図るべき人材は、大都市の水道事業体や、都道府県の用水供給事業体を中心に存在しているのではないか。（p. 18～21）

- 2 現在の事業規模のまま施設の更新を適切に行いうる料金設定を行った場合、水道料金がきわめて高額になる市町村が出現しうるとの指摘もある。値上げ幅の圧縮の観点からも、広域化は有効ではないか。(p. 32、93、94)
- 3 また、官民連携も、水道事業体の人員や技術力の不足等の弱点を補うツールとして、民間企業の経営上のノウハウや技術的能力及び人材を活用する等の観点から有効と考えられる。
ただし、民間企業が参入意思を示すのは、初めから一定以上の事業規模を有し、採算性が期待できる場合に限られるのではないか。
(p. 96)
- 4 経営統合や事務協力、事務代行や官官連携等も含めた広い意味での広域化の推進を一層図るためには、職員が少なく広域化の検討を行う組織体力のない水道事業体を助け、また、関連水道事業体に広い視野を持って課題の検討をしていただけるよう働きかけるために、都道府県内全体を見渡して企画立案を行う立場にある都道府県が関与することが必要ではないか。広域化推進における都道府県の役割を強化すべきではないか。(p. 94)
- 5 なお、広域化を行う際には、効率的な水質管理やエネルギー効率の観点から、流域単位でまとまっていくことが望ましいのではないか。(p. 99)

(4) 施設規模の最適化関係

現行の水道法では、水需要が増加する場合に変更認可を受けることを求めている。今後は水需要が減少し、計画が過大となる場合も想定されるが、施設規模の最適化を促す必要はないか。(p. 36～38)

(5) 過疎地域関係

限界集落をはじめとする、過疎地域における施設の老朽化への対応はどうあるべきか。飲用に適するよう水質を保つ必要があるが、施設更新を都市部と同様に行うのは、過大な設備投資となることもあると考えられるのではないか。(p. 101、102)

(6) その他

- 1 現在の「安全でおいしい水」を維持するためには、水質の確保は引き続き課題である。(p. 43～46)
- 2 首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生や気候変動に伴う豪雨災害の増加が予測される中で、災害時の事業者間の連携など、水道事業における危機管理は、その重要性を増している。(p. 48～51)
- 3 水循環基本法に基づいて策定された水循環基本計画において、地下水の管理の必要性がうたわれているが、一方で地下水から水を汲み上げる専用水道が増えているとの報告もある。
なお、大口利用者ほど逡増する料金体系が一般に取られていること等が、このような動きの一因であり、結果として、水道事業者として大口需要者を失うこととなっているとの指摘もある。
(p. 55～58)